

様式第1号（第6条関係）

水道基本使用料等生活支援福祉補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

水道基本使用料等生活支援福祉補助金の交付を受けたいので、南あわじ市水道基本使用料等生活支援福祉補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

なお、審査にあたり、私及び同一世帯員の税務情報、住民基本台帳、児童扶養手当受給状況、電話の契約内容等の調査の実施及び淡路広域水道企業団に対する水道料金支払状況調査について同意します。

1. 申請区分 水道基本使用料 / e o光テレビ 有・無
2. 補助対象区分 裏面の該当する世帯に○を記入ください
3. 補助対象期間 令和7年 月 ~ 令和7年 月
4. 補助金申請額 円

補助金交付決定後、交付決定額を請求し、次の口座に振り込みを依頼します。

金融機関名								
支店名	本店・支店・支所							
種類及び 口座番号	普通・当座							
フリガナ								
口座名義人								

※口座名義人は、申請者と同一人物であること。

※昨年度、補助金を支給した方については、昨年度の振込口座を記載しています。

（一部非表示）昨年度と振込口座を変更する場合は朱書きで訂正してください。

対象者の区分（該当欄に○を記入）

対象者の区分	対象者種別	必要書類
	<p>1 次の各号のいずれにも該当する高齢者世帯の者</p> <p>(1) 世帯員全員が70歳以上で、前年の合計所得金額と年金収入の合計額が次の金額以下である者</p> <p>ア 単身 120万円</p> <p>イ 2人 190万円</p> <p>ウ 3人 240万円</p> <p>(2) 専従者給与受給者でない者</p> <p>(3) 市民税課税者に扶養されていない者</p> <p>(4) 市税の未納がない者</p>	<p>(1) 扶養者が市外にいる場合は、扶養者の所得税確定申告書の写し又は源泉徴収票の写し</p> <p>(2) 共通提出書類</p>
	<p>2 身体障害者、知的障害者及び精神障害者を世帯員に有する市民税非課税世帯であり、市税の未納がない世帯の者</p>	<p>(1) 共通提出書類</p>
	<p>3 児童扶養手当の全部支給に該当する世帯であり、市税の未納がない世帯の者</p>	<p>(1) 共通提出書類</p>
	<p>4 生活保護世帯の者</p>	<p>(1) 共通提出書類の①、③、④、⑤</p>

【備考】 上記の表において「共通提出書類」とは、以下の書類をいう。

申請者	提出書類
水道契約のみの方	<p>①様式第1号（第6条関係） 「水道基本使用料等生活支援福祉補助金交付申請書兼請求書」</p> <p>②水道料金のお知らせの写し（令和7年1月から12月使用分のいずれか1枚）</p> <p>③申請者名義の補助金振込先の通帳の写し（昨年度と同じ場合は不要）</p>
水道契約かつeo光テレビ契約の方	<p>上記①～③の書類</p> <p>④eo光テレビ使用料を支払った通帳又はハガキの写し（令和7年1月から12月使用分のいずれか1枚）</p> <p>⑤eo光テレビの契約者と申請者が同じであることが分かる書類（④の通帳が申請者名義でない場合のみ）</p>